

「知的財産推進計画2019」の策定に向けた意見募集に対する意見書

2019年2月15日

日本弁護士連合会

「知的財産推進計画2019」の策定に向けた意見募集に対して、当連合会は、主に「(A) (c) 地方・中小企業・農業分野の知財戦略強化支援」及び「(A) (e) 知財システム基盤の強化」に関して、以下のとおり意見を述べる。

第1 意見の趣旨

- 1 種苗法の改正に向けた議論を加速するとともに、法改正の方向についての情報を広く発信すべきである。また、家畜の遺伝資源の保護対策についても、改めて検討を進める必要があると考える。
- 2 知的財産訴訟においては、ウェブ会議による審理のみならず、書面提出・手数料納付等の電子化（ペーパーレス化）や案件管理電子ツールの導入をはじめとする訴訟手続のIT化の取組について、全ての訴訟利用者の利便性に配慮しながら、検討を進めるべきである。

第2 意見の理由

1 はじめに

「知的財産推進計画2018」においては、例えば、「オープンイノベーションの加速」、「知財システム基盤の強化」、「データ・AI等新たな情報財の知財戦略強化」が重点事項に取り上げられ、これらの重点事項に対応するように、関係省庁から、共同研究やコンソーシアムにおける成果取扱いの在り方を示すモデル契約書である「さくらツール」、「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」、「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」、「農業分野におけるデータ契約ガイドライン」、「限定提供データに関する指針」などが公表された。これらのガイドライン等は、弁護士が関わる知的財産に関連する契約法務において有用性の高いものであり、当連合会が2018年2月15日付けで公表した「『知的財産推進計画2018』・『知的財産戦略ビジョン』策定に係る検討課題に関する意見書」（以下「2018年意見書」という。）において述べた契約実務を高度化させるための施策の一環とも評価できる。当連合会としても、弁護士がこれらのガイドライン等を活用し、高度な法

務ニーズに対応していくため、ガイドライン等の周知活動に取り組んでいきたいと考える。

また、知財人材育成、ルールのデザインといった分野においても、弁護士が貢献できる領域は広く、当連合会としても、組織的な支援を続けていきたいと考える。

以下では、「(A) (c) 地方・中小企業・農業分野の知財戦略強化支援」及び「(A) (e) 知財システム基盤の強化」について意見を述べる。

2 地方・中小企業・農業分野の知財戦略強化支援について

47都道府県に設置されている「知財総合支援窓口」においては、弁護士知財ネットを通じて弁護士が派遣され、中小企業等の法律相談に応じられるようになっており、地域経済の活性化のために、当連合会としても今後も協力を惜しまない所存である。

種苗法における侵害の立証の適正化、権利範囲の明確化、品種登録情報へのアクセス、職務育成品種の帰属、異議申立などの在り方についての検討に当たっては、2018年意見書において検討すべき事項を指摘したところであり、法改正に向けた議論を加速するとともに、法改正の方向についての情報を広く発信すべきである。

また、2018年12月に和牛の受精卵などを海外に持ち出した者が家畜伝染病予防法違反の容疑で刑事告発されたことが報道されたが、農林水産省に設置された家畜の遺伝資源の保護に関する検討会において、2006年8月に「家畜の遺伝資源の保護・活用のあり方について（検討会中間取りまとめ）」が公表され、2007年8月に第6回会合が開催された後、家畜の遺伝資源を保護するための更なる検討は進んでいないと考えられる。「農林水産省知的財産戦略2020」（2015年5月28日公表）において言及されているように、家畜の遺伝資源の保護対策についても、改めて検討を進める必要が生じていると考える。

3 知財システム基盤の強化について

2019年2月6日付け「産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会報告書『実効的な権利保護に向けた知財紛争処理システムの在り方（案）』に対する意見書」において述べたとおり、知的財産権の実効的な保護のために証拠収集を含む訴訟手続の充実は欠かせないと考えられる。

加えて、訴訟手続をIT化する取組は、IT技術が進歩し、利便性の高い携帯端末が一般的に活用されるに至っており、諸外国において既に訴訟手続のIT化の先進的な取組が多数行われている。とりわけ知的財産訴訟においては、

I T技術を活用して、争点及び証拠の整理を充実させるメリットが大きいのであり、ウェブ会議による審理のみならず、書面提出・手数料納付等の電子化（ペーパーレス化）や案件管理電子ツールの導入をはじめとする先進的な取組を先行して進める素地はあると言える。

ただ、地域の実状をも踏まえ全ての人にとって利用しやすい制度及びシステムを構築することも重要である。それゆえ、全ての訴訟利用者の利便性に配慮しながら、東京高等・地方裁判所中目黒分室（仮称）庁舎の新設もにらみつつ、知的財産訴訟において、訴訟手続のI T化の取組について検討を進め、併せて十分な予算措置も講じるべきである。

以 上